

人口と世帯数

12月1日現在
前月比
人口 272,332 (- 38)
男 134,637 (- 10)
女 137,695 (- 28)
世帯数 124,783 (- 17)
(住民基本台帳による)

広報 しま

発行：東京都豊島区
編集：企画部広報課
豊島区東池袋1-18-1
〒170-8911-1111
<毎月5・15・25日発行>

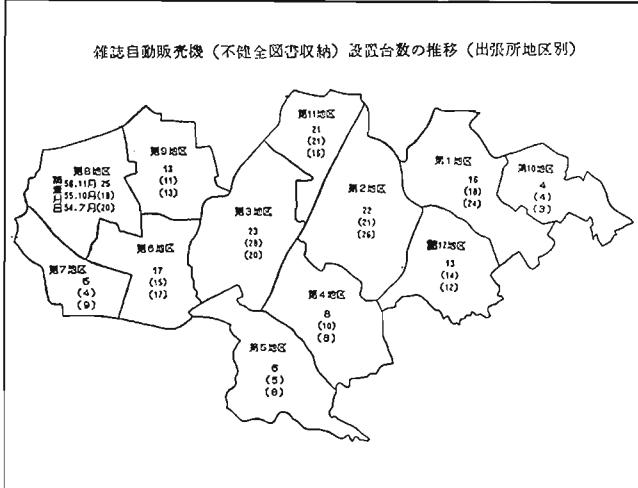


成人の日のつどいに参加しましよう

- 1月15日に立教大学で
- △期日：1月15日（金）
- △式典会場：立教大学タッカーホール
- 式典、オーケストラ演奏（1分間指揮者コーナー）など
- 似顔絵、色紙コーナー、ふるさと電話など

- △対象：昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた豊島区内にお住まいの方
- △式典会場は午前10時から、つどい会場は午前11時からです。
- △招待状の届かない方、外国人で参加ご希望の方は、係までご連絡ください。
- なお、華美な服装は避け、気軽にご参加ください。
- △詳細…社会教育課管理係内3451へ。

雑誌自動販売機（不健全図書）収納実態調査まとまる



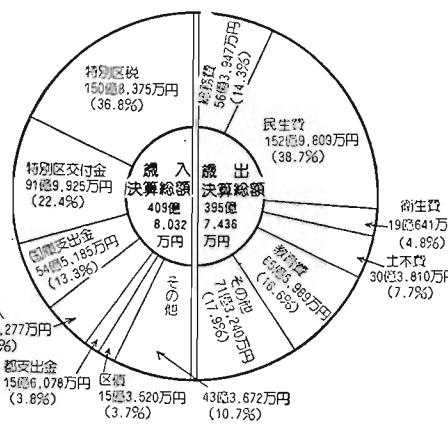
のあらまし

昭和55年度決算の概要

歳入—特別区税13・5%の伸び

実質単年度収支では七億七百七十九万円の黒字となります。

一般会計



財政収支

昭和55年度の一般会計の決算は次のように歳入歳出差引額で十四億五百九十六万円の黒字になりました。

この中から56年度へ事業執行を繰り越した経費一億七千八百十七万円を差し引いた純剩余金は、十

一億二千七百七十九万円となります。54年度は十五億一千二百三十万円でしたので、三億八千四百五十三万円減っており、この額が単年度収支で赤字となりました。

主要な事務事業の執行状況

▽生活扶助費▼
▽幼稚園等の就園奨励及び保護者補助等(延約7万1千件)
▽老人福祉対策

▽生活援助対策

生活扶助(延約3万5千人)医療その他扶助(延約3万8千人)住宅・教育扶助(延約2万世帯)

▽老人ホームへの入院料
老人医療費の助成(70歳以上延約20万7千件)老人ホームへの入院料

度は財政調整基金として新たに十億九千二百三十一万円を積み立てましたので、

なお、55年度は財政調整基金として新規に十億九千二百三十一万円を積み立てました。

所措置(延約3千人)老人いこい室の建設(駒込・西巣鴨)寝たきり老人の授護など
心身障害者(児)福祉対策
千人)精神薄弱者の委託保護(延約1千人)など
心身障害者福祉手当・重度障害者福祉手当の支給(延約2万3千人)
四億一千五百四十万円
(貸付約1千件、貸付額29億8千万円)
△防災対策の強化
△中小商工業融資
△産業経済費▼
八億三千六百三十七万円
△環境費▼
△道路の維持補修
△道路の新設改良
△街路灯の設置管理(96か所)
△公園、児童遊園の新設
△保育事業の充実
△保育事業の充実
△医療助成
△医療助成
△衛生費▼
△衛生費▼
△教育費▼
△教育費▼
△社会教育の充実
△社会教育の充実
△社会体育の振興
△社会体育の振興

特別会計

池袋公益賃屋(池袋本町1-40)の決算です。
△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

国民健康保険事業会計

17の決算です。

△歳入額 五千四百九十九万円(89.2%)
△事業収入 四千九百七万円(89.2%)
△歳出額 五千三百七十八万円(10.8%)
△事業費 四千八百三万円(89.2%)
△その他の歳出 五百九十二万円(10.8%)
△返還金 四千三百八十万円(10.8%)
△貸付金利子 五百十三万円(10.8%)

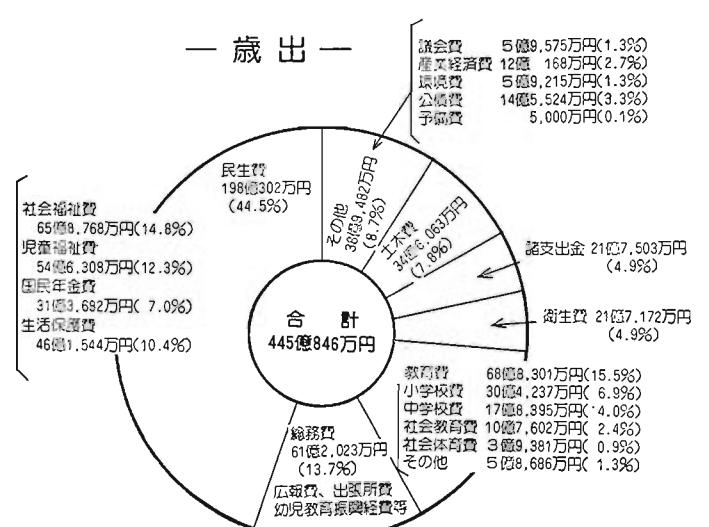
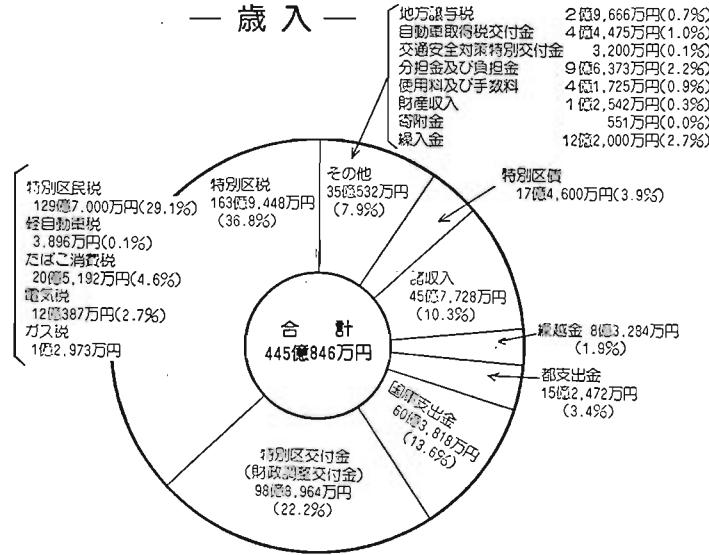
国民健康保険事業会計

区では、区民の皆さんから納めていただきたい税金がどのように使われているのか、ご理解いただきため、区の財政状況を、毎年2回（6月と12月）区民の皆さんに公表しています。

さらに、お知りになりたいことや疑問の点がありましたら、財務課財政係（2263）にお問い合わせください。

一般会計補正後の予算の規模

および経費の目的別分類



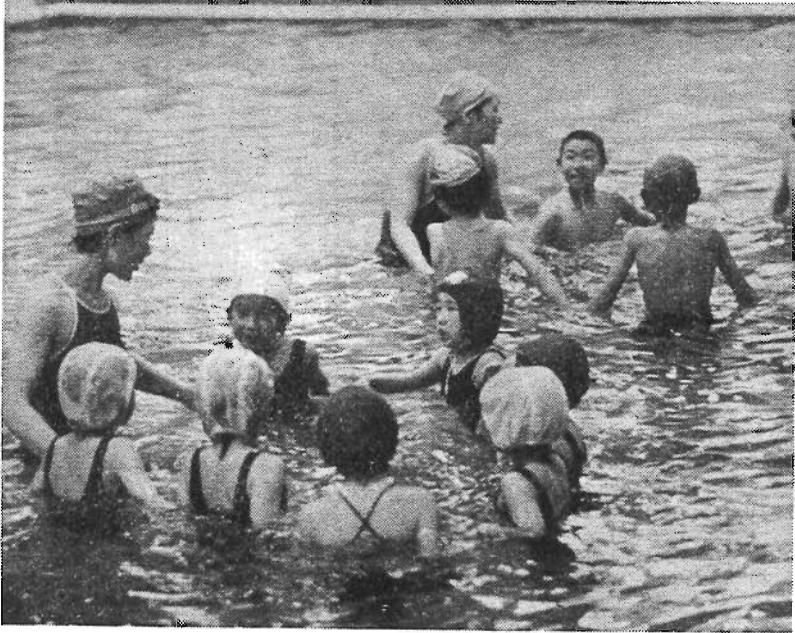
<区有財産の現在高> 昭和56年10月末現在

土地	568,690.84m ²
建物	311,492.45m ²
株券・債権等	4億7,539万円
基金（奨学基金等を含む）	15億969万円

〔住民1人当たり予算額と隣接区との比較〕

区名	住民基本台帳人口 (56年4月1日)	当初予算 (普通会計ベース)	住民1人当たり予算額
豊島区	272,291人	394億8,858万円	145,023円
杉並区	516,201人	640億2,894万円	124,039円
中野区	327,219人	458億3,369万円	140,070円
板橋区	484,904人	659億5,210万円	136,011円
練馬区	553,077人	738億1,117万円	133,456円
23区平均	354,449人	506億2,391万円	142,824円

豊島区財政



昭和56年度予算額（一般会計）二十一億七百十五万円

一般会計

特別会計

本旅認証持管理組合
一億四千八百六十六万円
▽放送自転車対策経費（P・R経費）二百八十七万円
▽下水道料金の改定に伴う光热水費追加経費 五千九百三十八万円
▽豪雨） 二千四百七十七万円

▽道路維持修繕経費・掘削道路復旧経費追加額 一千百五十五万円
▽災害対策経費（56・7・22集中）
▽議員、区長等特別職の報酬改定に伴う経費 一千三百八十九万円
▽公債費（前年度発行分等特別区債の利子及び手数料）六千八百八十三万円
▽道路・公園▽職員退職手当追加額 三億円
▽被保護世帯授護経費（入浴料金）▽児童遊園整備経費（保所新設等）
▽交通安全施設整備経費（車いす利用者用駐歩道整備）一千五十二万円
▽児童遊園整備経費（保所新設等）四百二十万円
▽用地買取経費（児童遊園用地等）三億三千六百十三万円
▽駒込ことぶきの家・駒込備蓄倉庫借地権利金（5年賦の第1年次分）七千八百三十二万円
▽駒込ことぶきの家・駒込備蓄倉庫借地権利金（5年賦の第1年次分）三千五百七十五万円
▽財政調整基金の積立金（財源の年度間調整及び大規模な建設事業経費のための資金として積立）六億三千五百二十四万円

▽特別区債は、財源の年度間の調整と区債により建設される施設の大規模な施設を建設するには、一時的に多額の財源を必要とします。その財源補充のため区が発行する債権を特別区債といいます。
特別区債は、財源の年度間の調整と区債により建設される施設の経費を将来の利用者にも負担を求めるという負担の公平化の考え方によるものです。
昭和56年10月31日現在の借入残高は、七十九億五千七百四十七万円となっています。

等厚生施設建設事業や、校舎、図書館、道路改良、公園建設事業など大規模な施設を建設するには、一時的に多額の財源を必要とします。その財源補充のため区が発行する債権を特別区債といいます。
特別区債は、財源の年度間の調整と区債により建設される施設の大規模な施設を建設するには、一時的に多額の財源を必要とします。その財源補充のため区が発行する債権を特別区債といいます。

▽特別区債の現在高 一百五億八千六百三十一万円
▽保健所、老人いこい室、児童館
▽施設建設事業や、校舎、図書館、道路改良、公園建設事業など大規模な施設を建設するには、一時的に多額の財源を必要とします。その財源補充のため区が発行する債権を特別区債といいます。
特別区債は、財源の年度間の調整と区債により建設される施設の大規模な施設を建設するには、一時的に多額の財源を必要とします。その財源補充のため区が発行する債権を特別区債といいます。

特別会計

一時借入金

公益質屋事業会計及び国民健康保険事業会計について、予算補正是ありません。予算総額は次のとおりです。
公益質屋事業会計 五千三百四十九万円
実績はありません。

財政運営上、一時的に支払資金に不足を生じることがあります。この場合、年度内に返済することを条件に銀行などから短期的に現金を借りれます。これを「一時借入金」といいます。
昭和56年の借入れ限度額は二十億円ですが、上半期では借入れの実績はありません。

豊島区の職員給与等の状況

地方公務員の給与制度及びその運用は、これまで議会の審議を通じて公にされてきましたが、一方、地方公務員の給与の方についての関心が高まっています。そこで、区民の皆様に区の職員給与等の状況をお知らせすることにより、さらに熱心な関心を期待しています。

ますよう、今年度から広報に掲載することになりました。

人件費の総額と割合は、上表のとおりです。
ただし、歳出額には、国民年金印紙購入費二十二億三千百九十七万円は含みません。

人件費には、退職手当及び特別職に支給される給料、報酬等を含みます。なお、「豊島区財政のあらまし」との差は、施設建設に伴う職員の時間外勤務手当も含まれているためです。

された後の額で、給与改定分として2.5ペーセントを含みます。
ただし、給料には、常備賃金を含みます。

職員手当には、退職手当を含みません。

昭和56年4月1日現在の一般行政職における平均給料月額、平均年齢の国、都及び区の状況は次のとおりです。



十一月十五日に、展覧会がありました。三年生は、ししまいを作りました。三年生は、ししまいを作りました。

豊成小学校

三年 天谷 研一

展覧会のししまい
ともだち

たつて出しました。大きいししまい。
小さいししまい。まだまだ、いろいろな作品がありました。
ぼくが出したししまいは、緑の
金色の歯に、二等辺三角形の目。
おまけに、ほっぺたはくりくりく
りです。だから、ししまいの名前
も、『クリクリマン』にしました。
歯の色は、今にもかみつきそう。
という感じを表して、金色にしました。
した。口の中の色は、今までに、
こんなに食いついたんだぞ。と
いう事を表して、暗いチョコレ
ト色にしました。ボッサボッサの
かみの毛は、今までに、こんな
に、あばれ回ったんだぞ。とい

う感じを表しています。三角目玉
は、中を低く細くして、今もお
そって来そうという感じを出そう
としたけれど、目が中によって、
こわい感じがなくなってしまいま
した。ほっぺたは、かわいい感じ
を出そうとして、赤いくりくりま
きにしました。

自分でも、どうしておそろしく
としたかさっぱり分かりません。
他のみんなのししまいも、面白
いものばかりです。大きいししま
いや、小さいししまいがあれば、
おこった顔のししまい、笑ってい
るししまい。かみの毛もうもうの
ヤフヤのししまい。まだまだ、い

月から2月にかけて区内の対象事
業所を調査員が訪問し、調査票を
記入内容は統計を作る目的のみ
に使われ、課税等に用いられるこ
とは絶対なく、秘密は固く守られ
ます。

◇希望する作業内容
玩具の組立、紙器加工、箱詰、
部品組立、製本、封入、包装等

◇施設の概要
△所在地：日白5の18の8

△定員：60名
△構造・設備等：鉄筋コンクリー
ト造、作業室1階（420平方メート
ル）、運搬用車、資材庫

△工業統計調査は、製造業に関す
る国勢調査ともいわれ、我が国の
製造業の姿や活動状況を明らかに
することを目的としています。從
業者4人以上の製造工場と、特定
業種の3人以下の製造工場が対象

今年も12月31日現在で、製造業
に属する事業所を対象に、全国一
斉に次の調査が実施されます。

◇工業実態基本調査は、中小企業
対策の基礎資料とするため、また、
中小企業の経営合理化の指針とす
るため、5年ごとに実施されま
す。対象事業所には、既に通商
産業大臣から調査依頼をしていま
す。

△詳細：統計調査係（2225）へ

『区制施行50周年写真集』の
掲載写真収集にご協力を

57年10月に区制施行50周年を迎
えます。豊島区では、これを記念
して写真集を発行する予定です。

この写真集作成のため、明治、
大正、昭和初期から現代に至るま
での記録写真を集めています。写

真は、衣食住、風景、行事、風俗
など、区民の日常生活を撮ったも
のなら何でも結構です。カラー、
白黒、フィルム、印刷紙は問いま
せん。ぜひご協力願います。

△詳細：広報課広報係（2133）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。

△詳細：区民課区民係（2415）へ

國民年金は、今まで、日本国内
に住所がある日本人を加入対象と
していましたが、このたび、国民
年金法が改正されて、日本国内に
住所のある外国人の方も、昭和57
年1月から加入できることになり
ました。

したがって、外国人で夫婦のい
ずれもが厚生年金等に加入してい
ない方は、強制加入の対象となり
ます。

加入の受付は、昭和57年1月4
日から、区役所国民年金課窓口で
あります。

詳しいことは、毎月曜日、國
民年金課前で行っている月曜相談
をご利用いただき、国民年金課
適用係（2675）へお電話ください。</

